



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2008 NOVEMBER/91号

★ スーパー早期審査の試行開始 ★

特許庁では、従来の早期審査制度よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査制度を創設し、本年10月1日から試行を開始しました。

1. スーパー早期審査の対象となる出願

以下の(1)～(3)を満たす出願であることが必要です。

- (1) 「実施関連出願」かつ（「または」でない）「外国関連出願」であること。
- (2) スーパー早期審査の申請以降の全ての手続をオンライン手続とすること
- (3) 国際出願の国内移行出願でないこと

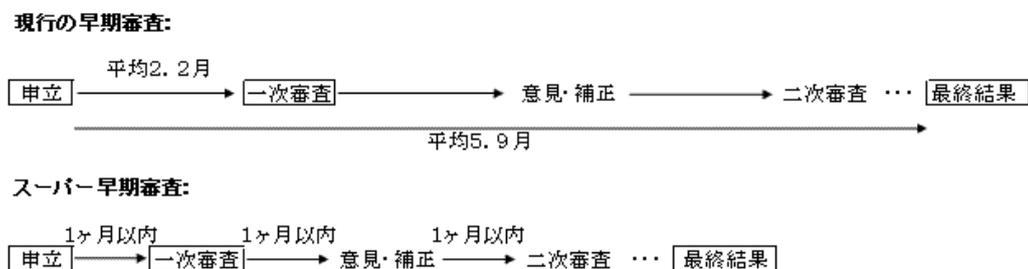
2. スーパー早期審査の手順

- (1) 申請手続きとしては、現行の早期審査申請とほぼ同じですが、冒頭に「スーパー早期審査を希望する」と明記します。「スーパー早期審査」とすることについて特許庁手数料は不要ですが、出願審査請求料及び代理人手数料は必要です。
- (2) 「実施関連出願」かつ「外国関連出願」であることを記載します。
- (3) 「先行技術の開示及び対比説明」を行います。
- (4) 申請及びそれ以降の全ての手続をオンライン手続としなければなりません。
- (5) 拒絶理由通知書に対する出願人・代理人の応答期間は1ヶ月（在外者の場合は2ヶ月）以内、更に応答から二次審査までの期間は1ヶ月以内であって、通常出願よりも短い期間が指定されます。

3. スーパー早期審査の効果

- (1) 下図のようにスーパー早期審査は、現行の早期審査と比較して、より早期に審査段階での最終結果を得ることができます。申請から一次審査までの期間は1ヶ月以内です。

【現行の早期審査とスーパー早期審査の比較】



- (2) 特許庁で判断した結果、スーパー早期審査の対象外とされた場合は、理由を付してはがきで通知されます。スーパー早期審査の対象外とされても、通常の早期審査とされる場合があります。

4. スーパー早期審査による特許査定第1号

第1号となった出願は、特願 2007-054284 号（特開 2008-216061 号公報）（出願人：学校法人慶應義塾、発明の名称：ホウ素ドーピング導電性ダイヤモンド電極を用いた電気化学的分析方法）です。本件は、10月1日の試行開始日に、審査請求及びスーパー早期審査の申立がなされ、17日間で特許査定がされました。